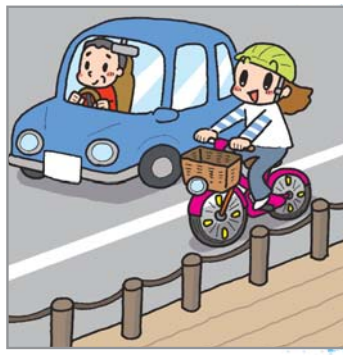


自転車は、車道が原則、歩道は例外



車道は左側を通行



歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車はくるまの仲間です。

交通ルールを守りましょう

傘さし運転

道路交通法 第71条第6号
大阪府道路交通規則 第13条第2号
罰則 5万円以下の罰金

飲酒運転

道路交通法 第65条第1項
罰則 (酒酔い運転)5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

安全ルールを守る

二人乗り

道路交通法 第57条第2項
大阪府道路交通規則 第11条
罰則 2万円以下の罰金又は料

並進

道路交通法 第19条
罰則 2万円以下の罰金又は料

無灯火

道路交通法 第52条第1項
大阪府道路交通規則 第10条第1号
罰則 5万円以下の罰金

携帯電話

道路交通法 第71条第6号
大阪府道路交通規則 第13条第3号
罰則 5万円以下の罰金

歩行者の通行妨害

道路交通法 第63条の4第2項
罰則 2万円以下の罰金又は料

しゃ断踏切立入り

道路交通法 第33条第2項
罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

ヘッドホン(大音量)

※音量に関わらず、安全運転の義務に違反する可能性があります

道路交通法 第71条第6号
大阪府道路交通規則 第13条第5号
罰則 5万円以下の罰金

交差点での信号遵守

歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示板が

	ある場合		ない場合	
	車両用信号機	歩行者用信号機	車両用信号機	歩行者用信号機
車道を通行している自転車				
歩道を通行している普通自転車		★	★	★

★従うべき信号機

一時停止・安全確認

指定場所における一時停止

道路交通法 第43条

罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

一時停止の標識がある交差点では、停止線手前(停止線がないときは交差点の直前)で一時停止しなければなりません。

一時停止後は、安全確認をしてから通行しましょう。





自転車利用に関連する主な道路標識の種類と意味

一時停止	止まれ	徐行	徐行	自転車通行止め	通行止め	車両通行止め
自転車は停止線手前（停止線がないときは交差点の直前）で一時停止しなければなりません。	自転車はすぐに止まれる速さで通行しなければなりません。	自転車はすぐに止まれる速さで通行しなければなりません。	自転車はすぐに止まれる速さで通行しなければなりません。	自転車は通行禁止です。	歩行者、車、自転車は通行禁止です。	車や自転車は通行禁止です。
軽車両通行止め	車両進入禁止	一方通行	歩行者専用	自転車及び歩行者専用	自転車専用	
自転車を含む軽車両は通行禁止です。	車や自転車はここから入ってはいけません。	車や自転車は矢印の示す方向の通行ができます。	歩行者だけが通行でき、自転車は通行禁止です。	自転車と歩行者だけが通行できます。	自転車だけが通行できます。	

※ **「自転車を除く」** という補助標識がついていれば除外されます。



「自転車運転者講習制度」とは？

改正道路交通法の施行(平成27年6月1日)により、自転車の運転に関して、信号無視などの危険なルール違反を繰り返すと、公安委員会から自転車運転者講習の受講を命ぜられる制度です。

14歳から



一定の危険な違反行為(※)をして

(3年以内に)**2回以上**

検挙され又は事故を起こした

自転車運転者

自転車運転者講習を受講

- ▶ 講習時間 3時間
- ▶ 手数料 6,000円

受講命令に従わない場合

5万円以下の罰金

※対象となる14の違反行為

- 信号無視
- 通行禁止違反
- 通行区分違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- しゃ断踏切立入り
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害等
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 指定場所一時不停止等
- 歩道通行時の通行方法違反
- 酒酔い運転
- 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転
- 安全運転義務違反



命を守るヘルメットを着用しましょう

子どもは、成人に比べて、体に対して頭が大きく、転倒時に頭部を打つことが多くなります。また、高齢者については、自転車事故により頭部を損傷することで、亡くられる場合が多くなっています。

このため、**道路交通法では**

大阪府自転車条例では

13歳未満の子ども、

65歳以上の高齢者に対し、



ヘルメット着用

を求めています。



※交通事故発生時の被害軽減を図るため、上記以外の年齢の方もヘルメットを着用するようにしましょう。